

令和8年度新潟県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修 実施要領

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障害特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、さらには、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とします。

本研修は、サービス管理責任者等に必要となる基礎的な知識及び技術を習得することを目的として実施するものです。

2 実施機関

一般社団法人 新潟県相談支援専門員協会
(佐渡市上新穂646-9)

3 受講定員・期日(研修の日程は別表「日程」のとおり)

●定員 336人

●講義(2日)及び演習(2日)の受講が必要。

※下表の講義部分(①、②)及び演習部分(A、B、C、D、E)を、それぞれいずれかの日程で受講してください。なお、演習部分A、B、Cを受講する場合は講義部分①、演習部分D、Eを受講する場合は講義部分②を受講してください。

※講義部分はオンライン研修で実施します。研修に必要な使用機器等については、「6 受講申込にあたっての留意事項(7)」を参照してください。

※感染症の発生等により、本研修の中止・変更等を行う場合があります。

【講義部分】

	日程	会場	定員
講義①	7月21日(火)、22日(水)	Zoomによるオンライン 研修	336人
講義②	10月5日(月)、6日(火)		

【演習部分】

	日程	会場	定員
演習 A	8月24日(月)、25日(火)	新潟県自治会館 講堂 (新潟市中央区新光町4番地1)	84人
演習 B	9月7日(月)、8日(火)	燕三条地場産業振興センター メッセピア 総合研修室 (三条市須頃1丁目17番地)	60人
演習 C	9月29日(火)、30日(水)	柏崎市産業文化会館 大ホール (柏崎市駅前2-2-45)	84人
演習 D	11月24日(火)、25日(水)	燕三条地場産業振興センター メッセピア 総合研修室 (三条市須頃1丁目17番地)	60人
演習 E	12月7日(月)、8日(火)	新潟ふれ愛プラザ 会議室・研修室 (新潟市江南区亀田向陽1-9-1)	48人

4 受講対象者(参考資料1及び2参照)

新潟県内に所在する指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所(開設予定も含む)において、サービス管理責任者等として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者とします。

なお、他都道府県に所在する事業所(開設予定含む)からの申込みについては、県内からの受講者で定員に満たない場合に受講対象とする場合があります。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上(児童発達支援管理責任者の場合は5年以上)従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

5 受講申込及び受講決定

(1) 申込方法(※別紙1「令和8年度基礎研修受講申込みの流れ」参照)

①当協会ホームページ(申込フォーム)から申込んでください。

②下記の必要書類を「10 問い合わせ先・郵送先」まで郵送してください。

【申込者共通】

- 「様式1」 受講資格確認書 1通
- 返信先を記載したレターパックライト 1通
(※別紙2「レターパックライトについて」参照)

【すでに初任者研修を修了している方】

- 初任者研修受講証明書(もしくは修了証明書)写し 1通
(※「6 受講申込にあたっての留意事項(6)」参照)

【今年度の初任者研修を受講申込済の方】

- 初任者研修受講決定通知 写し 1通
(※「6 受講申込にあたっての留意事項(5)」参照)

※上記①と②、両方が申込期限までに確認できない場合は、申込受付ができませんのでご注意願います。

※受講決定は先着順ではありません。

- (2) 申込期限 ①令和8年6月22日(月) 23:59まで
②令和8年6月26日(金) 17:15まで(必着)
- (3) 受講決定 7月6日以降に受講可否について通知(郵送していただいたレターパックライトを使用)します。7月10日までに通知が届かない場合は、「10 問い合わせ先」まで連絡をお願いします。
受講が決定した場合は、受講決定通知と合わせて研修に係る通知等を同封するため、必ず確認をお願いします。

6 受講申込にあたっての留意事項

- (1) 演習部分の日程については、第一希望・第二希望・第三希望の希望順位をつけて申込みください。ただし、定員の調整を行うため、希望する回に受講決定できない場合もありますのでご了承ください。
- (2) 原則、電話での申込確認の問い合わせには応じません。内容に誤りがないかよく確認の上、申込みをお願いします。受講資格確認書の郵送についても、配達証明等を使用するなどして、申込者自身が郵便受付を確認できるようにしてください。
- (3) 事業所住所、設置主体の代表者氏名は、宛先として利用可能なものを入力し、送信前にご確認ください。また、必ず、受講申込者に連絡が可能な電話番号、メールアドレスを入力してください。

- (4) 原則、受講決定後の受講者の変更は認めません。
- (5) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）未受講の方の受講を認めません。
今年度、新潟県で受講予定の場合は、令和8年度新潟県相談支援従事者初任者研修受講決定通知の写しを受講資格確認書とともに送付してください。
県外で相談支援従事者初任者研修を受講する場合は、申込の際に受講申込書もしくは受講証明書の写しを受講資格確認書と共に送付してください。なお、基礎研修受講開始前に初任者研修（区分2）の受講が必要となりますので、ご注意ください。
※相談支援従事者初任者研修（講義部分）の詳細は「一般社団法人新潟県相談支援専門員協会（URL：<https://www.ng-soudan.com/>）」もしくは「新潟県中央福祉相談センター（URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chuofukushi/>）」のホームページをご確認ください。
- (6) 昨年度までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講している場合は、申込時に受講証明書（もしくは修了証書）の写しを受講資格確認書と共に郵送してください。
- (7) 本研修の講義部分は Zoom ミーティングを用いたオンライン研修です。以下についてご留意願います。
- ① 原則、パソコンで受講してください。
 - ② 1台で複数名の受講は認めません。
 - ③ 有線 LAN、Wi-Fi などのインターネット環境が整っていること（通信費用は受講者負担とします）、インターネット環境の調整や機材の設置など、必ず研修前に確認をしてください。
 - ④ 通信状況の不良等により研修が受講できなかった場合でも、原則、代替措置は行いません。
 - ⑤ 受講確認等に必要のため、web カメラ及び web マイク（いずれも内蔵または外付け）も併せて準備してください。研修受講時は、web カメラ及び web マイクの設置をお願いします。
 - ⑥ 周囲の音が入らないように、個室での受講やヘッドセット等の使用を推奨します。
 - ⑦ 研修中、一定時間「Zoom」の接続が確認できない場合、また画面から受講状況の確認ができない場合は、研修修了とはならない場合がありますので留意してください。
- (8) 研修の演習部分は集合研修で実施します。以下についてご留意願います。
- ① 発熱や風邪症状等の体調不良が疑われる場合は、研修の受講を控えていただく場合がございます。
 - ② 駐車場の案内は行いません。各自で事前にご確認ください。なお、自治会館で受講される場合、県庁外来駐車場は使用できません。

7 研修会費用等

(1) 受講費用：32,000 円

受講決定者には受講決定通知・テキスト資料（講義部分）を送付します。その際、振込先の銀行口座をお知らせしますので、期限までに受講費用の振り込みをお願いします。また、受講の有無に関わらずお支払いいただいた受講費用の払い戻しはできませんので、ご承知おきください。

(2) レターパックライト（※別紙2「レターパックライトについて」参照）

受講決定通知等を送るためのレターパックライト（現物）を、受講資格確認書と一緒に郵送願います。

受講決定通知がレターパックライトで返信された際には、中を確認していただき、通知内容や同封資料をご確認ください。受講決定通知などは原則再発行いたしません。事業所で開封した場合、必要な書類が受講者のお手元に届くよう、ご配慮願います。

8 事前提出課題

受講者は、講義部分の受講終了後に、演習部分の受講に向けた事前課題に取り組み、締め切りまでに提出をお願いします。課題については、受講決定通知と合わせて連絡をします。受講者本人が各自で確認してください。なお、締め切りまでに課題が提出されない場合は受講継続を認めません。

9 研修修了の認定方法及び修了証書の交付について

(1) 修了証書は、講義、演習及び事前課題の提出を修了の必須条件とし交付します。

15分以上の遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分修得されていないと認められる場合もしくは受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。やむを得ず遅刻・欠席する際は必ず「10 問い合わせ先・郵送先」に連絡してください。

(2) 虚偽の内容の申込みをした場合は、遡って修了の取り消し等の措置を行う場合があります。

10 問い合わせ先・郵送先

〒950-0121

新潟市江南区亀田向陽 1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内

一般社団法人 新潟県相談支援専門員協会 基礎研修担当

TEL：025-250-6366

FAX：025-212-2345

Email：ngtsabijikan@gmail.com